

○議案第54号 守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、守口市南部エリアコミュニティセンターについて、同センターの各部屋の利用料を定めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、当該センターについては、市の関係機関などが入居している保健センター等の既存施設を活用して整備することから、今一度、会議室などの利用の現況について十二分に把握し、複合施設として、開館後も円滑な施設利用が行われるよう意を配されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、大藤委員におかれましては、現在の保健センターの利用状況からすれば、コミュニティセンターの設置には様々な問題があるなどの理由により、福西委員におかれましては、コミュニティセンターとして利用しようとする既存の会議室の利用実態の把握が行われておらず、そもそも保健センター内へコミュニティセンターを設置すること自体に市民福祉の向上という観点から無理があったとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。